

4月9日日は

栃木県議会議員選挙の投票日です

選挙管理委員会事務局 ☎(63)2154

●投票できる人

18歳以上の国民で、選挙人名簿に登録されている人。 ①平成17年4月10日以前に生まれた人

②令和4年12月30日以前に鹿沼市の住民票が作成され、 引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人 ※投票日までに県外に転出した人は、投票できません。

●最近転入した人はご注意ください

- ①令和4年12月30日までに 鹿沼市に転入届出をした人
- 鹿沼市で投票すること ができます。
- ②令和 4 年12月31日以降 に、県内の市町から鹿沼市 に転入届出をした人
- 前住所地で選挙人名簿 ➡ に登録されていれば、 前住所地で投票するこ とができます。
- ※前住所地で投票する際には、あらかじめ「引き続き栃木県の 区域内に住所を有する旨の証明書 (無料) 」を市民課の窓口 で受け取り、投票所の受付に提示してください(期日前投票 や不在者投票を行う場合も、この「証明書」が必要です)。
- ③令和 4 年12月31日以降 に、県外の市区町村から鹿 → 投票できません。 沼市に転入届出をした人

●選挙公報

選挙公報は、新聞折り込みにより各家 庭に配布します。新聞を購読していな い世帯には郵送しますので、事前に選 挙管理委員会に連絡してください。

●投票所入場券

告示日(3月31日)以降にはがき(入 場券)を郵送します。入場券が届いた ら、記載されている内容を確認してく ださい。

投票できる人が同住所に居住している 場合は、2人ずつの連記式で届きます。

●投票時間

投票時間は、投票所によって異なりま す。投票終了時刻は、午後6時または 午後7時です。

入場券をよくご確認ください。

●即日開票

と き 4月9日 日午後8時~ ところ 鹿沼市総合体育館 (TKCいちごアリーナ)

こんなときは

- ・投票日当日に予定があり投票所に行くことができない・・・・・・・ 1 へ
- ・入院、長期出張などの理由により、投票所に行くことができない・・・2 へ
- ・身体に支障があり、投票用紙に書き込むことが困難である・・・・・ 3 へ

1 期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬 祭などの用事などがある人は、期日前 投票ができます。

投票所入場券が届いている場合は持参 してください。なお、入場券がなくて も投票できます。

ところ	とき
①市民情報センター	4月1日出~8日出
エントランスホール	午前8時30分~午後8時
②各コミュニティセンター	4月3日月~7日金 午前8時30分~午後5時
③まちの駅 新・鹿沼宿	4月6日休・7日魵
本館 ロビー	午前10時~午後5時

2 不在者投票

- ①都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに 入院・入所している人は、一定の条件の下にその場所で不 在者投票ができます。施設の職員にお問い合わせください。
- ②長期出張中の人は、滞在地の選挙管理委員会に投票用紙 等を請求してください。

3 代理投票

身体に支障等があり、字を書くのが闲難な 人は、投票当日に投票所で申し出てくださ い。補助者立ち会いの上、代筆します。

補助者は、誰に投票したか絶対に□外しま せんので、安心して申し出てください。